

第 5228 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2015年)平成27年 5月20日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 有価証券のクロス取引

**Q**：含み損のある株式を決算時に譲渡して、赤字を出し、同じ株式を買い戻そうと思っています。譲渡損益はいつの事業年度に計上することになりますか？

**A**：いわゆるクロス取引は、売却がなかったものとして取り扱われることになっています。

### 【解説】

法人税では、法人が有価証券を譲渡した場合、その譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、その譲渡に係る契約をした日の事業年度の益金又は損金に算入することとしており、原則的には、株式の売却取引が成立した日又は相対取引等の約定が成立した日に損益を計上し、例外的に有価証券の引渡しのあった日に計上している場合にはこれを認めています。ただし、同一の有価証券(売買目的有価証券を除く)が売却直後に購入された場合において、その売却先から売却をした有価証券の買戻し又は再購入をする同時の契約があるときは、その売却をした有価証券のうちその買戻し又は再購入をした部分は、その売却がなかったものとして取り扱うこととされています。また、同時の契約がない場合であっても、これらの契約があらかじめ予定されたものであり、かつ、売却価額と購入価額が同一となるよう売買価額が設定されているとき又はこれらの価額が売却の決済日と購入の決済日との間に係る金利調整のみを行った価額となるよう設定されているときは、同様に取り扱われます。

